

平成 21 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社パワーアップ
(コード 3044 大証ヘラクレス市場)
代表者名 代表取締役社長 大 淵 雅 次
問合せ先 取締役管理部長 樽 茶 右 二
(TEL 089-921-0401)

当社の非公開化等のための定款一部変更 及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 21 日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の発行のための当社定款の一部変更、当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更、当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得に関する事項及び「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行に伴う定款の一部変更について、平成 21 年 5 月 7 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、当社の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更について、平成 21 年 5 月 7 日開催予定の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

1. 変更の理由

平成16年6月9日に公布された決済合理化法が平成21年1月5日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券電子化」）に伴い、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

なお、本定款一部変更は、本定款一部変更が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	本定款一部変更にかかる変更案
(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	(削除)
(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主（ <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> ）はその有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権	(単元未満株式についての権利の制限) 第8条 当社の株主は、 <u>その有する単元未満株式</u> について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権

<p>利</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>利</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第12条～第41条（省略）</p>	<p>第11条～第40条（現行どおり）</p>
<p>附則</p> <p>第1条（省略）</p>	<p>附則</p> <p>第1条（現行どおり）</p>
<p>第2条 第40条の規定に関わらず、現に進行中の第11期事業年度については、平成20年5月31日を中間配当基準日とする。なお、本附則は、第11期事業年度経過後これを削除する。</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

II. 種類株式発行に係る定款一部変更

1. 変更の理由

当社のその他の関係会社である株式会社JOY（以下「JOY」といいます。）及び当社の代表取締役社長である大淵雅次は、平成21年1月28日付の当社による「株式会社JOYによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりましたとおり、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備するよう、JOY及び大淵雅次が、当社の発行済株式の全株式（自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

当社も、当社の中長期的な企業価値の向上を図るため、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する

体制を整備することが当社にとって最適であると考え、また、当社の株主の皆様にご当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社及び当社の株主の皆様にとって最適であると考えているため、JOY及び大淵雅次のみが当社の発行済株式の全株式（自己株式を除きます。）を保有することとなる手続を実施することを企図しております。

具体的には、以下①から③の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）を行うことといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、種類株式（A種種類株式）を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、上記①によるA種種類株式を0.00000720679168047968株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主から当社の全部取得条項付普通株式全て（当社が有する自己株式を除く。）を取得し、当該取得と引換えに、株主に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を0.00000720679168047968株の割合をもって交付する。

本種類株式発行に係る定款一部変更は、上記本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項付種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、本定款一部変更等の①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更等の②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式（A種種類株式）を発行する旨の定めを新設するものであります。係る種類株式としては、定款変更案第5条の2の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記記載のIV. 全部取得条項付普通株式の取得で記載しておりますとおり、本定款一部変更等の③における全部取得条項付普通株式の取得の対価はA種種類株式としております。

以上のとおり、種類株式発行に係る定款一部変更は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付するA種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、I. 定款一部変更による変更後の定款を追加変更するものであります。

（下線部は変更部分）

I. 定款一部変更による変更後の定款	II. 定款一部変更にかかる変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とし、<u>このうち普通株式は15,999,950株、A種種類株式は50株とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（A種種類株式）</p> <p>第5条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録</u></p>

	<p>株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき400円に、A種種類株式1株と交換される全部取得条項付普通株式の数を乗じた金額の金銭（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。 <u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、<u>A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会) 第17条の2 第13条、第14条、第16条および第17条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u> ② 第15条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について準用する。</u> ③ 第15条第2項の規定は、<u>会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について準用する。</u></p>

III. 全部取得条項に係る定款一部変更

1. 変更の理由

II. 種類株式発行に係る定款一部変更で記載しておりますとおり、当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図るため、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備することが当社にとって最適であると考え、また、当社の株主の皆様へ当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社及び当社の株主の皆様にとって最適であると考えております。

全部取得条項に係る定款一部変更は、本定款一部変更のうち②として、I. 定款一部変更及びII. 種類株式発行に係る定款一部変更が承認可決された場合に変更される定款（以下「変更後定款①」といいます。）の一部をさらに変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付すこと及び当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、変更後定款①にて定められたA種種類株式0.00000720679168047968株を交付する旨の定款の定めを設けるものであります。

なお、全部取得条項に係る定款一部変更は、(i) II. 種類株式発行に係る定款一部変更の効力が生じること、及び(ii) 本種類株主総会において、III. 全部取得条項に係る定款一部変更と同内容の変更案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるものであります。

また、全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日は、平成21年6月12日とします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更後定款①を追加変更するものであります。

(下線部は変更部分)

変更後定款①	Ⅲ. 本定款一部変更に係る変更案
(新設)	(普通株式) <u>第5条の3 当社は、普通株式について、株主総会の決議によりその全部を取得することができる。</u> <u>② 前項に基づき、当社が普通株式を取得する場合、当社は、取得の対価として、普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.00000720679168047968株の割合をもって交付する。</u>

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

Ⅱ. 種類株式発行に係る定款一部変更で記載しておりますとおり、当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図るため、中長期的な視野に立った経営戦略（事業モデルの迅速且つ適確な対応及び転換）を短期的な業績の変動に左右されることなく、可及的速やかに実行する体制を整備することが当社にとって最適であると考え、また、当社の株主の皆様へ当社の株券等の売却による投下資本回収の機会を等しく提供することが当社及び当社の株主の皆様にとって最適であると考えております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、本定款一部変更等の①及び②による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.00000720679168047968株を交付するものであります。

当社は株主（当社を除きます。）の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価はA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、JOY及び大淵雅次以外の各株主に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.00000720679168047968株としております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当に関する事項

当社は、取得日（下記(2)において定めます。以下同様。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に、記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様への有する全部取得条項付普通株式を取得し、本定款一部変更等の①及び②による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.00000720679168047968株を交付します。

(2) 取得日

平成21年6月12日とします。

(3) その他

本全部取得条項付普通株式の取得は、Ⅱ. 種類株式発行に係る定款一部変更及びⅢ. 全部取得条項に係る定款一部変更に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

Ⅴ. 上場廃止の見込み

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成21年5月8日から同年6月7日までの間、整理銘柄に指定された後、同月8日をもって上場廃止になる予定

です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット
ー「ヘラクレス」市場において取引することはできません。

VI. 日程の概要（予定）

平成 21 年 5 月 7 日（木）	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会
平成 21 年 5 月 8 日（金）	整理銘柄への指定
平成 21 年 6 月 5 日（金）	当社普通株式の最終売買日
平成 21 年 6 月 8 日（月）	当社普通株式の上場廃止日
平成 21 年 6 月 11 日（木）	全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日
平成 21 年 6 月 12 日（金）	当社による当社全部取得条項付普通株式の取得及び当社A種種類株式の交付の効力発生日

以 上